令和８年（家）第９８号
長野県飯田市大瀬木4405番地
申立人　市瀬美智恵
本籍長野県飯田市大瀬木4387番地５
最後の住所長野県飯田市大瀬木4387番地５
死亡の場所長野県飯田市
死亡年月日令和４年12月13日午後時刻不詳
出生の場所静岡県磐田郡長野村
出生年月日昭和18年10月16日
職業不明　　被相続人　亡　小川ほなみ
長野県飯田市鼎一色380番地よだビル　村松将太法律事務所
相続財産清算人　弁護士　村松　将太
催告期間満了日　令和９年４月15日
長野家庭裁判所飯田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第４号
愛知県大府市横根町中村105番地
申立人　加納　孝子
権利の届出の終期　令和９年１月６日
令和８年９月１０日　　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴不動産の表示（土地の表示）
所在　大府市横根町中村
地番　105番
地目　宅地
地積　417.32平方メートル
⑵登記年月日番号　名古屋法務局半田支局昭和33年４月30日受付第1465号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　条件付抵当権設定仮登記
原因　昭和33年４月28日金銭消費貸借同日設定（条件　昭和33年10月27日金銭消費貸借の債務不履行）
債権額　金15万円
利息　年１割８分
権利者　名古屋市北区豆園町一丁目35番地
黒野　武雄
２⑴不動産の表示（主である建物の表示）
所在　大府市横根町中村105番地
家屋番号　57番2
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　92.99平方メートル
（附属建物の表示）
符号１　種類　物置
構造　木造瓦葺平家建
床面積　8.26平方メートル
⑵登記年月日番号及び⑶登記した権利の内容は１⑵及び⑶の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和　８年（家）第　２７４号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次719
申立人　神里　幸子
本籍沖縄県糸満市字阿波根631番地
最後の住所沖縄県糸満市字阿波根631番地
不在者　村山　清子
昭和29年１月10日生
届出期間満了日　令和９年１月18日
那覇家庭裁判所

令和８年（家）第５０９０号
東京都小金井市中町２丁目１番17号
申立人　本山　拓也
本籍新潟県長岡市高見町4241番地
最後の住所新潟県長岡市高見町4241番地
不在者　堀　　和子
昭和12年９月６日生
届出期間満了日　令和９年１月29日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和８年（家）第1348号
札幌市南区石山二条９丁目１３番１２号
申立人　藍澤　敏子
本籍北海道札幌市中央区南六条西九丁目１０２４番地
最後の住所札幌市豊平区平岸２条１１丁目４番１５－４０５号
不在者　山澤　圭一郎
昭和52年４月８日生
届出期間満了日　令和9年1月16日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第３７８号
青森県弘前市大字貝沢字秋森13番地１
申立人　須藤　政光
本籍青森県弘前市大字貝沢字秋森13番地
最後の住所青森県弘前市大字貝沢字秋森13番地１
不在者　須藤　キミ
昭和16年７月３日生
届出期間満了日　令和９年１月16日
青森家庭裁判所弘前支部

失踪宣告

令和８年（家）第２２号
本籍鹿児島県枕崎市西鹿篭4244番地
最後の住所鹿児島市宇宿一丁目42－２
不在者　田畑　行廣
昭和23年５月17日生
令和８年９月５日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第９０３１号
本籍東京都足立区千住寿町１番地
最後の住所東京都足立区千住寿町16番15号
不在者　高橋　淑子
昭和25年４月27日生
令和８年９月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１２６３号
本籍大阪府大阪市西淀川区花川二丁目１８１番地
最後の住所不明
不在者　大原　好枝
大正8年2月16日生
令和8年9月9日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１４号
本籍福岡県直方市大字山部752番地
最後の住所福岡県直方市大字山部752番地
不在者　倉田　　稔
昭和14年７月31日生
令和８年９月４日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所直方支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１８３号
千葉県旭市鎌数4354番地の17
債務者　ひがた観光株式会社
代表者代表取締役　向後　義久
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　寛之
４　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第３９号
千葉県館山市腰越187番地の12
債務者　有限会社富宮製作所
代表者代表取締役　富宮　和弘
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舩澤　弘行
４　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後２時
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
千葉県銚子市川口町二丁目6529番地の36
債務者　株式会社阿尾商店
代表者代表取締役　阿尾　良成
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　貴康
４　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係